

令和8年度日立市原子力災害避難訓練運営支援業務委託 仕様書

本仕様書は、日立市（以下「発注者」という。）が委託する「令和8年度日立市原子力災害避難訓練運営支援業務委託」を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について適用する。

1 業務目的

令和6年3月に策定した日立市原子力災害広域避難計画の実効性を高め、計画の内容を検証するため、原子力災害発生前の段階から広域避難までを想定した住民広報訓練及び住民避難訓練（以下「訓練」という。）を実施するとともに、訓練評価及び広域避難計画の実効性の検証等を行い、日立市、関係機関及び住民の原子力防災体制の確立を図る。

2 業務名

令和8年度日立市原子力災害避難訓練運営支援業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和9年1月15日（金）まで

4 委託業務内容等

(1) 訓練の方針

ア 区域が広い本市のUPZにおいて、住民広報訓練及び原子力災害時における防護措置の初動となる屋内退避訓練を実施する。

イ 移動を伴う住民避難訓練を市内で実施する。

(2) 訓練実施日 令和8年10月25日（日）（予定）

(3) 想定する参加者

ア 住民広報訓練及び屋内退避訓練

UPZ内の全20地区、対象者 約140,000人

イ 住民避難訓練

UPZ内の全20地区の中から発注者が選定する5地区

参加者165人（見込）

[参加者内訳]

	バス避難者	乗用車避難者 (レンタカー)	避難行動 要支援者
車両台数	5台	5台	5台
1台あたり	25～30人	2人	1人
参加住民	125～150人	10人	5人

(4) 訓練項目

ア 住民広報訓練及び屋内退避訓練

原子力災害の事象進展を想定した住民への広報訓練を実施するとともに、自宅等での屋内退避を実施する。

イ 住民避難訓練

(ア) 一般市民

5地区の住民が地区ごとに指定されている一時集合場所に参集し、バス又は乗用車で避難退域時検査場所として設定する会場まで移動し、検査を受検等後、みなし避難中継所で受付し、講評等を受け、それぞれの一時集合場所に帰還する。

(イ) 避難行動要支援者

避難行動要支援者の自宅（5か所程度。自宅を想定する場所も含む。以下同じ。）から、福祉車両に乗車し、避難退域時検査場所として設定する会場まで移動し、検査を受検等後、みなし避難中継所で受付し、講評等を受け、自宅に帰還する。

ウ 一時集合場所開設及び運営訓練

エ 一時集合場所での安定ヨウ素剤配布訓練

オ 避難退域時検査場所開設及び運営訓練（訓練の主体は茨城県）

カ 講評等

(5) 委託業務内容

各業務は、日立市原子力災害広域避難計画の内容を踏まえて作成及び実施すること。なお、詳細については、業務着手時に発注者と協議の上、決定するものとする。

ア 訓練実施計画書の作成

発注者と面談（オンライン含む。）、電話、メール等により打合せを行い、発注者が指示する事故想定を踏まえて、屋内退避訓練（広報訓練含む。）実施計画書及び住民避難訓練実施計画書を作成すること。

イ 住民避難訓練事前説明会の運営支援

本市職員及び住民避難訓練参加者に対する事前説明会（5回実施、週末2日を予定）を実施するに当たり、事前準備、資料作成及び説明会当日の運営支援を行うこと。

ウ 住民避難訓練の実施運営支援

住民避難訓練の会場レイアウトに対する助言、事前準備、講評台本などの作成を行うとともに、当日はコントローラーを配置（一時集合場所2人、避難行動要支援者の自宅1人、避難退域時検査場所1人、訓練運営本部1人）し、住民避難訓練実施運営の支援を行うこと。

エ 車両の手配支援 ※福祉車両5台（運転手含む）は市が別途手配する。
住民避難訓練に使用する車両等の手配及び訓練当日の運行を行うこと。

(ア) 大型又は中型バス 5台

(イ) 乗用車（一般市民用） 5台

オ 各訓練の評価検証及び報告書の作成

評価にあたっては、評価員による評価のほか、本市職員及び住民避難訓練参加者に対するアンケートを行い評価に活用すること。

また、評価項目、アンケート調査項目及び評価のまとめ方等については、あらかじめ発注者と調整を行うこと。

なお、訓練参加アンケートの内、屋内退避訓練のみの参加者（在宅）に対しては、WEBアンケートを実施すること。

(6) 成果品の提出

受注者は、業務が完了したとき、次のものを提出すること。

ア 検証報告書 紙ベース2部及び電子記録媒体

イ 業務報告書 紙ベース2部及び電子記録媒体

ウ その他必要と認められるもの 紙ベース2部及び電子記録媒体

エ 本業務の成果品の著作権は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なく、他に公表、貸与又は使用できないものとする。

5 報告

受注者は、業務の進捗を随時、発注者に報告するものとする。

なお、業務完了時に協議経過や実施状況等を取りまとめた、業務報告書を提出し、発注者に報告するものとする。

6 その他

(1) 本業務の履行にあたり疑義が生じた場合には、発注者と受注者との協議により定めるものとする。本仕様書に定めのない事項や仕様の内容に疑義が生じた場合は、その都度、発注者に確認し協議の上決定する。

(2) 本業務が、受注者の責めによらない事由により遂行できない場合は、発注者と受注者が協議し、委託料の精算等について決定するものとする。

(3) 受注者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

(4) 受注者は、発注者から貸与された資料、又は本業務の実施に当たって作成した資料等及び貸与を受けた資料等を、発注者が指示した目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供、又は使用させてはならない。

- (5) 本業を実施するにあたり、使用する資料や画像等の著作権・使用権等の権利については、受注者において、使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者は、その一切の責任を負うこと。

以 上